

地域包括ケア病床のご案内

地域の皆様が安心して生活していただけるように

「地域包括ケア病床」を開設いたしました。



地域包括ケア病床とは

一般病床で病状が安定すると、保険上、中長期入院の継続が難しくなります。そこで当院では地域包括ケア病床をご用意し、十分治療して退院いただけます。



どのような場合に入院となるのか？

一般病床から地域包括ケア病床へ移動となる場合は、主治医が判断して患者様とご家族様に提案させていただきます。ご了承いただいた場合、地域包括ケア病床にて引き続き入院できます。

対象となるケースは、在宅や有床診療所（介護サービス提供医療機関限定）・特別養護老人ホーム（グループホーム）等の介護施設への移行が可能な方です。

*入院期間は、地域包括ケア病床に入室後 **60日**が限度となります。

ただし、状態が安定したら60日を待たずにご退院となります。



入院費について

入院費は定額です。治療内容によっては一般病床よりも自己負担額が多くなることもありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、上限額には大きな差はありません。入院費用の詳細は、医事課（事務所）・医療福祉相談室までお問い合わせ下さい。



入院に対する留意点

一般病床で行うような高額な医療品の投与や特殊な検査、手術等は保険上難しい場合があります。病状の変化のため主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床にお部屋を移動する場合があります。

入院から退院までのイメージ図

